

Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-1

中国『民法典』における知財関連規定について (Page2)

2020年5月28日、『中華人民共和国民法典』は第13期全人代で通過された。同法は2021年1月1日より施行開始。

Topic-2

全人代、2019年政府活動レポートについて (Page4)

2020年5月22日、李克強総理は第13期全人代で2019年の政府活動について報告した。本稿でその中の知財関係の内容を見てみよう。

Topic-3

最高裁判所、営業秘密およびインターネット上の知財侵害に対してパブコメ募集 (Page5)

2020年6月10日、最高裁判所は、営業秘密、インターネット上の知財侵害に関する三つの法規定に対してパブコメを行う。

Topic-4

2020年第一四半期の知財統計データについて (Page8)

近日、中国国家知識産権局は2020年第一四半期の知財統計データを発表した。本稿で特許と商標の部分を見てみよう。

Topic-5

路浩ニュース (Page10)

北京路浩法律事務所のチームメンバーが拡大——弁護士3名加入。



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-1

中国『民法典』における知財関連規定について

概要：

2020年5月28日、『中華人民共和国民法典』は第13期全人代で通過され、2021年1月1日より施行される。『民法典』は、総則、物権、契約書、人格権、婚姻家庭、継承、侵害責任の7編からなり、計1260条が制定されている。

知財関係の具体的な内容：

同法には知的財産権篇を設けていないが、各編に含む知財関連の法条がおおよそ52条規定している。そのうち、「第七編—侵害責任」の第1185条に規定している「懲罰的損害賠償」が各方に注目されている。また、第三編第20章の「技術契約書」(843条～887条)も知財実務と関係深い。(詳細は弊所 newsletter2020年1月号 topic2 をご参考ください。)

1) 委託開発と共同開発について

委託開発について、被委託人(研究開発者)が特許権を取得した後に委託人は関連する技術的成果を無料で利用することができる、という現行契約法の規定が削除された。

共同開発について、特許出願権の共有当事者に関する優先譲受の権利が当事者の合意で排除することができるようになった。

⇒ 改正後の規定は、契約当事者に契約の自由裁量をより幅広く与え、経済発展の市場化にもより有利である。

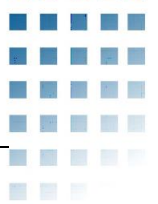
2) 技術譲渡と技術ライセンス

現行法によって、技術譲渡と技術ライセンスとは、同一視、またはライセンスは譲渡の下位概念とされているが、民法典は両者をそれぞれ独立的な概念として位置付けている。

⇒ 改正後の規定は、内容としてより厳格で、表現もより規範的である。

3) インターネット上の権利侵害について

現行法によって、ECサービス提供者(電子商取引法：電子商取引プラットフォーム経営者という)は通知・削除の義務が付けられているが、民法典はその上に「逆通知」の規



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

定も加えた。即ち、EC サービス提供者は、権利者からの侵害声明・警告などをプラットフォーム内の経営者（実際の販売者）へ転送するほかに、経営者からの不侵害声明や証拠などを権利者へ転送する義務もある。さらに、その後に、権利者が期限まで申立・訴訟を提起しない場合、EC サービス提供者は販売者に対する措置を取消すべきである。

⇒ 逆通知の規定によって、権利者からのクレーム乱用を規制することができる。

4) その他

「人格権編」の制定により、人格に関する肖像権、名誉権などの権益保護が法律体制における地位が上げられ、また、法実務上に保護重視の傾向も見られる。今後、商標侵害や不正競争紛争の際に、人格権の関連案件数が増えていくと予想できる。

知財保護への影響：

同法は2021年1月1日より施行開始と同時に、現行の『契約法』や『侵害責任法』などを廃止することとする。一方、同法の知財関連規定の他に、現行の『商標法』や『専利法』などの知財関連の単行法が依然として効力がある。今後、短期的に、民法典による知財関連法応用への実際的な影響が希薄だろうと認識されている。

なお、知的財産権篇を単独に設けていない理由について、策定当時、全人代の法制工作委员会の沈春耀主任が下記のように述べていた。

一つに、これまでの知財立法は、『特許法』や『商標法』をはじめとした専門法が主な形となっており、内容上にも、民事権利の他に行政管理の内容も含む。それは、民事主体間の民事的な法的関係の調整を主要目的とした『民法典』に完全に適用できない点がある。

もう一つに、欧米より、中国で知的財産権に関する法制度が発展途上で、知財関連の各種の法政策の制定および行政面の改革が日進月歩な状況である。従って、法制度の持続性と安定性を保つために、現段階で知財関連法を包括的な『民法典』に入れずに、これまでの単行法を中心にしたほうが望ましいことである。

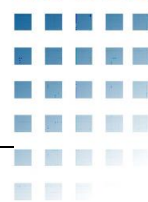
リソース：

1) 「全人代法工委回應民法典分編結構安排状況」 朱寧寧、法制日報—法制網、2018-8-28

http://www.legaldaily.com.cn/index/content/2018-08/27/content_7629177.htm?node=20908

2) 「民法典」全文：中国人大網

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202006/75ba6483b8344591abd07917e1d25cc8.shtml>



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万丰路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-2

全人代、2020 年政府活動レポートについて

レポートにより、例年発表してきた経済成長率の目標設定は 2020 年に見送りにすることとなっている。その理由として、新型コロナウイルス感染症によって受けたマクロ経済の不景気（2020 年第一四半期 GDP はマイナス 6.8%）は一つであり、もう一つは世界経済の見通しや中米関係の将来を巡る外部環境の強い不透明感を物語っている。

一方では、経済成長率の目標が設定されなかったが、経済社会の安定性を確保するために、政策・財政上に就業、民生、市場などに傾く姿勢が示されている。以下は知財と関係深い二点を見てみよう。

1) 体制改革の深化

- 「放・管・服」改革（行政のスリム化と権限委譲、緩和と管理の結合、サービスの最適化）を引き続き深化にする。

知財においては、具体的に、特許・商標の電子出願の推進、良好なビジネス環境を営む措置、出願・代理の信用体系の構築などが挙げられる。

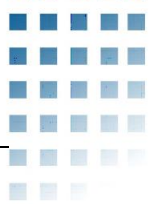
- 科学技術のイノベーションの基礎的な能力を向上する。

具体的に、基礎研究および応用基礎研究を支援すること、企業の研究開発の投入増加を導くこと、知的財産権の保護を強化することなどがレポートに語っている。

2) 対外開放の拡大

- 越境電子商の発展を促進する；越境サービス貿易のネガティブリストを作成する。
- 外国企業投資参入のネガティブリストを大幅に縮減する。
- 中日韓自由貿易協定を推進する；中米経済貿易協議（第一段階）を実行する。

中米経済貿易協議には第一章「知的財産権」が多くの紙幅を占め、重要度が明らかである。（詳しい内容について、弊所 newsletter の 2020 年 1 月号のトピック 1 をご参照ください）



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万丰路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-3

最高裁判所一営業秘密およびインターネット上の知財侵害に対してパブコメ募集

2020年6月10日、最高裁判所は、①「営業秘密侵害紛争の民事事件の審理における法適用の若干問題に関する解釈」、②「インターネットに係る知的財産権侵害紛争における法適用の若干問題に関する回答」、③「電子商取引プラットフォームに係る知的財産権紛争の審理に関する指導意見」の3つの意見募集稿を公表した。7月27日まで一般公衆に向けてパブコメを収集する。

以下は、各意見募集稿の主要内容について簡単に紹介する。

1) 「営業秘密侵害紛争の民事事件の審理における法適用の若干問題に関する解釈」

➤ 営業秘密の具体的内容の確定（第1条）

権利者は一審弁論が終わるまで主張した営業秘密の具体的内容を明らかにしなければならない。また、一審弁論が終わるまで営業秘密内容の変更と増減も認められる。

➤ 「不正競争防止法」9条4項に関して（第2～5条）

「不正競争防止法」9条4項に記載している「技術情報」、「経営情報」、「商業的価値」、「非公知性」などについてより細かく規定されている。

➤ 秘密管理措置と守秘義務（第6～15条）

秘密管理措置の認定条件・形式、秘密管理措置に関わる挙証責任、守秘義務違反の認定条件と法適用、などについて規定している。

➤ 差止請求と損害賠償（第23～27条）

営業秘密記録媒体等の廃棄、営業秘密情報の除却などの請求について、一般的に裁判所がそれを認める。また、損害賠償額の算定についても規定している。

上記の他に、営業秘密紛争に係る民事・刑事・行政案件の手続（16～19条）、保全措置の執行と解除（20～22条）、一審民事案件の管轄権（28～29条）についても規定している。



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

2)「インターネットに係る知的財産権侵害紛争における法適用の若干問題に関する回答」

➤ 権利者：

EC サービス提供者(電子商取引法:電子商取引プラットフォーム経営者という)と電子商取引プラットフォーム内の経営者(実際の販売者)へ、侵害容疑商品の取下げを請求することができる。

また、上記した権利者の請求は客観的事実と一致しない場合、主観的過失がないと挙証できれば、それによって生じる民事責任を負わないこととする。

➤ EC サービス提供者：

権利者からの取下げ請求通知を実際の販売者へ転送する義務がある。

また、実際の販売者・ユーザーからの不侵害声明を権利者へ転送する義務もある。

権利者の取下げ請求通知を適時に対応せず、権利者の損害拡大が生じる場合、連帯責任が問われる。

➤ 不侵害声明の提出に初歩的な証拠と身分証明情報が必要である。

3)「電子商取引プラットフォームに係る知的財産権紛争の審理に関する指導意見」

➤ 当事者の適格認定

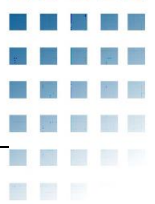
● 「電子商取引法」2条2項：

電子商取引とは、インターネット等の情報ネットワークを通じて商品販売やサービス提供を行う経営活動を指す。

- 「電子商取引法」9条に規定している「電子商取引経営者」(包括的名称)、「電子商取引プラットフォーム経営者」(EC サービス提供者)、「プラットフォーム内経営者」(実際の販売者)の定義に参照する。

➤ 権利者の通知

「電子商取引法」42条：知的財産権の保有者は、その知的財産権が侵害されたと認識した場合、EC サービス提供者にリンク削除、遮蔽、切断、取引やサービスの終了等の必要な措置を求める「通知」をする権利を持つ。



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

「通知」は一般的に以下の内容を含める：

知的財産権に関する証明書類・権利者情報；侵害容疑商品・役務を確定できる情報；権利侵害を示す初歩的な証拠；プラットフォームに求める対応措置；当該「通知」の信憑性の保証など。また、「通知」は書面の形式とする。

➤ プラットフォーム内経営者の不侵害声明

「電子商取引法」43条：実際の販売者は「通知」を受けてから、EC サービス提供者に対して、侵害行為が存在しないと主張する「声明」を提出することができる。

不侵害声明は一般的に以下の内容を含める：

実際の販売者に関する有効な情報；侵害容疑商品・役務を確定できる情報；侵害行為が存在しないと示す初歩的な証拠；プラットフォームに求める対応措置；当該声明の信憑性の保証など。また、声明は書面の形式とする。

➤ EC サービス提供者の連帯責任

EC サービス提供者は、実際の販売者が知的財産権を侵害していると知った場合、又は知るべきである場合には、削除、遮断、リンクの解除、取引とサービスの終了などの必要な措置を取らねばならない。

自ら措置を取らなかった場合、又は「通知」受領後にも措置を取らなかった場合には、権利者の全部損失に対して権利侵害者との連帯責任を負う。

自ら措置を取らなかったが「通知」受領後に措置を取った場合でも、措置実施前に生じた権利者の損失に対して権利侵害者との連帯責任を負う。

➤ 「知るべきである場合」の認定条件

- 知財保護規則や販売者に対する資格チェックを行っていない場合
- 「専門店」、「旗艦店」などの販売者の権利証明を示すものをチェックしていない場合
- 「本物に高度近い」や「偽物」等の文字を包含する侵害商品のリンク、またはクレーム成功後再度アップされた侵害商品のリンクに対して有効な技術的手段を講じて遮断等などをしていない場合。



Newsletter

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-4

2020 年第一四半期の知財統計データについて

特許：(2020 年 1 月～4 月)

	出願件数		登録件数	
	2020 年	2019 年	2020 年	2019 年
発明	43.5 万↓	43.9 万	12.6 万↓	15.9 万
実用新案	76.4 万↑	66.1 万	55.0 万↓	50.7 万
意匠	18.5 万↓	21.4 万	22.1 万↑	16.7 万

(＊香港、マカオ、台湾のデータを除く。)

PCT 国際出願	受理件数	国内出願人
2020 年	1.85 万 ↑	1.67 万 ↑
2019 年	1.5 万	1.4 万

	受理件数		結審件数	
	2020 年	2019 年	2020 年	2019 年
拒絶不服審判	1.73 万 ↑	1.4 万	1.73 万 ↑	1.2 万
無効審判	0.16 万 ↓	0.2 万	0.28 万 ↑	0.2 万

- 出願件数に関して、実用新案は大幅に増えたが、発明と意匠の方はやや減った。また、PCT 国際出願も前年比で増えた。
- 審判類の案件数は前年と比べて増減の変化が大きい。



Newsletter

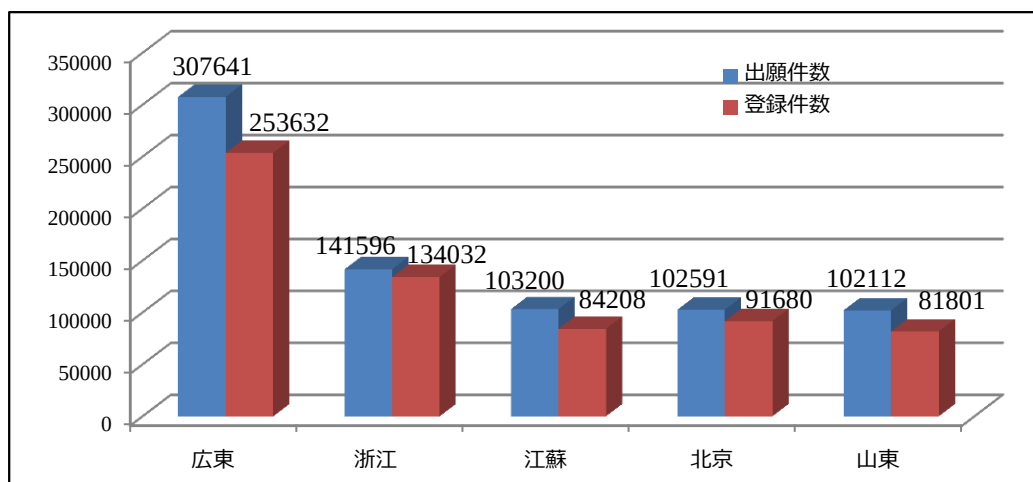
Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

商標：(2020年1月～4月)

	商標登録出願		異議		各類審判	
	出願件数	登録件数	申請件数	審査完成	申請件数	結審件数
2020	247.1 万↑	194.3 万↓	4.4 万↓	4.4 万↑	9.6 万↓	10.4 万↑
2019	219.0 万	249.6 万	5.3 万	2.4 万	12.9 万	10.0 万

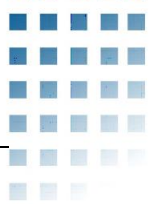
2020年地域別の商標の出願件数と登録件数（*2019-12-16～2020-3-15によるデータ）



- 商標の出願件数は前年と比べて少し増えた。
- 異議と各類審判の結審案件から見て、審査期間の短縮化の政策に影響された可能性が考えられる。
- 上記の地域別商標出願の示すように、商標出願の需要は経済発展が発達している地域に集中していることが分かった。また、山東省の出願商標の中に、農産物と関係ある商標が占める率が高く、地理的表示の申請も長年に全国前位に位置している。

リソース：

- 1) 国家知識産権局 <http://www.cnipa.gov.cn/docs/20200520104508267384.pdf>
- 2) 国家知識産権局 <http://sbj.cnipa.gov.cn/sbtj/202004/W020200414309966248126.pdf>
- 3) 国家知識産権局 <http://www.cnipa.gov.cn/docs/20190515102322931448.pdf>



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万丰路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-5

路浩ニュース

近日、北京路浩法律事務所に弁護士3名の加入を迎え、チームメンバーを拡大した。以下は簡単な紹介をさせていただきます。

劉 晶婷 弁護士・弁理士

➤ 履歴：

特許代理と知財訴訟の従業履歴 14 年

中国政法大学 知的財産学 修士

浙江大学 生物情報学 学士

浙江大学 法学 学士

➤ 担当分野：

特許の無効審判、商標異議、特許の侵害訴訟・行政訴訟、不正競争対応など

➤ 担当案例：

日本ある医療器械企業の特許・商標の侵害訴訟——勝訴

米国ある自動車輪製造社の特許・商標の侵害訴訟——勝訴／和解 等

邵 長平 弁護士・弁理士

➤ 履歴：

特許代理と知財訴訟の従業履歴 15 年

中国政法大学 知的財産学 修士

中国人民大学 法学 学士

北京印刷学院 機械自動化 学士

➤ 担当分野：

特許の無効審判、商標異議、特許・商標の侵害訴訟・行政訴訟、不正競争対応など

➤ 担当案例：

HUAWEI vs. SAMSUNG 特許無効審判、侵害訴訟

JAGUAR 自動車 vs. 江鈴自動車 意匠無効審判、行政訴訟 等



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万丰路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

劉 海俠 弁護士・弁理士

➤ 履歴：

特許代理と知財訴訟の従業履歴 14 年

北京理工大学 応用化学 修士

河北工業大学 製薬工学 学士

➤ 担当分野：

特許無効審判、特許侵害訴訟・行政訴訟、技術契約紛争対応、商標異議など

➤ 担当案例：

深セン市来電科技社 VS 深セン市街電科技社 特許無効審判、特許侵害の系列案件

上海百事通社 VS 北京北大英華科技社 「法宝」商標を巡る侵害訴訟、取消審判、不正競争紛争の系列案件 等

今後、路浩知的財産権グループは、引き続き、高度な知識、誠心誠意な態度、専門的な人材をもって顧客に知財サービスを提供致します。ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

路浩知识产权集团

您的全能智慧管家



路浩网盡知權事 萬事不必尋別家

